

北海道公報

目次

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリン

規 則

○北海道税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (七九)

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (八〇)

○大規模小売店舗立地法第六條第一項(変更)の届出 (八〇)

○大規模小売店舗立地法附則第五條第一項(変更)の届出 (八一)

○土地改良法による道管換地計画の決定 (八一)

○土地改良法による道管換地計画の決定 (八一)

○土地改良法による道管換地計画の決定 (八一)

○土地改良法の役員就任及び退任の届出 (八二)

○土地改良区の定款の変更の認可 (八二)

○知事権限に係る保安林の指定の予定(二件) (八三)

○知事権限に係る保安林の指定 (八三)

○知事権限に係る保安林の指定の解除 (八四)

○建設業者に対する監督処分 (八四)

○道路の区域の変更 (八五)

○市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出 (八五)

○平成十四年度北海道補正予算の要領 (八六)

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し (八六)

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (九七)

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (九七)

○特定調達契約に係る入札の公告 (九八)

○特定調達契約に係る入札の公告 (九八)

○特定調達契約に係る入札の公告 (九九)

○特定調達契約に係る入札の公告 (九九)

○特定調達契約に係る入札の公告 (九九)

○特定調達契約に係る入札の公告 (九九)

○特定調達契約に係る入札の公告 (九九)

道教育庁十勝教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道人事委員会規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

檜山区漁業調整委員会指示

○生きえさを使用するひらめ漁業

釧路十勝海区漁業調整委員会指示

○けがにの採捕の禁止

公布された規則のあらまし

北海道税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(規則第百八号)趣旨及び内容

北海道税条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第四十八号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、平成十四年十二月十八日とすることとした。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則一四四三)

一 趣旨

北海道行政組織規則の改正に伴い、管理職員等の範囲を改めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

知事部局の本庁に置かれた団体指導室の主幹について、管理職員等に指定することとした(別表関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

北海道税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成十四年十二月十七日

北海道規則第百八号

北海道税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道税条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第四十八号)附則第一項第一

北海道知事 堀 達也

(2) 縦覧期間
平成14年12月17日(火)から平成15年4月17日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1982号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年4月17日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。
平成14年12月17日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ふらの農業協同組合 代表理事組合長 奥野 岩雄
富良野市朝日町2番10号

中道リーヌ株式会社 代表取締役 関 寛

札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

富良野ショッピングセンター

富良野市新富町4489番21外

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 株式会社エコーファらのフオーレスト店

富良野市新富町4489番21外

(変更後) 富良野ショッピングセンター

富良野市新富町4489番21外

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社エコーファらの	富良野市新富町2番5号	代表取締役 奥野 岩雄
株式会社西川食品	富良野市花園町3番65号	代表取締役 西川 恵一
株式会社北拓	旭川市4条通24丁目左1号	代表取締役 川真田義雄
坂田植木株式会社	旭川市東旭川町南2丁目	代表取締役 坂田 憲昭
菅原正雄	富良野市新富町2番5号	

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社エコーファらの	富良野市新富町2番5号	代表取締役 奥野 岩雄
株式会社西川食品	富良野市花園町3番65号	代表取締役 西川 恵一
株式会社北拓	旭川市4条通24丁目左1号	代表取締役 川真田義雄
ホームツク株式会社	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	代表取締役 前田 勝敏

ウ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,680㎡

(変更後) 4,890㎡

エ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 85台

(変更後) 260台

(イ) 駐輪場の収容台数

(変更前) 40台

(変更後) 70台

(ウ) 荷さばき施設の面積

(変更前) 198㎡

(変更後) 331㎡

第1426号

北 興 公 報

- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量
 (変更前) 38m³
 (変更後) 62m³
- オ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前)

小 売 業 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社エーコーゾふらの	午前9時30分	午後9時
株式会社西川食品	午前9時30分	午後9時
株式会社北拓	午前9時30分	午後6時
坂田植木株式会社	午前9時30分	午後6時
菅 原 正 雄	午前9時30分	午後5時

(変更後)

小 売 業 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社エーコーゾふらの	午前9時30分	午後9時
株式会社西川食品	午前9時30分	午後9時
株式会社北拓	午前9時30分	午後6時
ホーワック株式会社	午前7時30分	午後9時

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (変更前) 午前8時から午後10時まで
 (変更後) 午前7時から午後10時まで
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 (変更前) 出入口3箇所
 (変更後) 入口1箇所、出口1箇所、出入口4箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前7時30分から午後9時30分まで
 (変更後) 午前6時から午後10時まで

- (4) 変更する年月日
 平成15年8月5日

2 届出年月日

- 平成14年12月4日
 3 届出書等の縦覧
 (1) 縦覧場所
 北海道経済部地域産業課
 北海道上川支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
 平成14年12月17日(火)から平成15年4月17日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第278号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)
- (3) 縦覧時間
 午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1983号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により蘭越町蘭越美稲の郷地区(賀老換地区)及び(御成換地区)の換地処分をした。
 平成14年12月17日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1984号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、比布町比布西地区の換地計画を定めた。
 その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成14年12月17日から20日間、一般の縦覧に供する。
 平成14年12月17日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1985号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第5項の規定により、鷹栖町成和地区の換地計画の変更計画を定めた。
 その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成14年12月17日から20日間、一般の縦覧に供する。
 平成14年12月17日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1986号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成14年12月17日

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成14. 4. 1	理 事	渡 邊 勲	美唄市字茶志内5378番地1
同	同	同	伊 藤 仁	5196番地1
同	同	同	丹 羽 保	5444番地1
同	同	同	浅 井 孝 司	5185番地1
同	同	同	伊 藤 薫	5187番地1
同	同	監 事	伊 藤 健 藏	118番地
同	同	同	伊 藤 喜 代 志	5284番地1
退 任	14. 3. 31	理 事	渡 邊 勲	5378番地1
同	同	同	伊 藤 仁	5196番地1
同	同	同	丹 羽 保	5444番地1
同	同	同	浅 井 孝 司	5185番地1
同	同	同	伊 藤 薫	5187番地1
同	同	同	伊 藤 健 藏	118番地
同	同	同	伊 藤 喜 代 志	5284番地1

北海道告示第1987号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年12月5日、雨竜土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年12月17日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1988号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成14年12月17日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林予定森林の所在 礼文郡礼文町大字香深村字チヤシトノ又492・493の5・493場所
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

- 3 指定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1989号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成14年12月17日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林予定森林の所在 礼文郡礼文町大字香深村字尺忍56・字ウウ又583の1・字シヤクニシ159の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、312、355
- 2 指定の目的 なだれの危険の防止
- 3 指定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1990号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年12月17日

呼 6 2 4 1 第 一 條

北海道知事 堀 達 也

1 保安林の所在場所 白糠郡白糠町タンタカ1の1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 報

北海道告示第1991号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年12月17日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在 場所 標津郡中標津町字上標津348の4 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定され た目的 風害の防備
 - 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1992号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年12月17日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 函館市鉄山町192 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定され た目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 河西郡更別村字上更別472・473の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定され た目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 解除に係る保安林の所在場所 広尾郡大樹町字美成97 (次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定され た目的 風害の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 4(1) 解除に係る保安林の所在場所 釧路市北園190の2264、190の2265、190の2270、190の2272、190の2274
- (2) 保安林として指定され た目的 霧害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

5(1) 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町西春別250の8 (次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定され た目的 風害の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

6(1) 解除に係る保安林の所 野付郡別海町泉川191の12・96の7 (以上2筆について次の
在場所 図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

(3) 解除の理由 道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1993号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処
分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により告示する。

平成14年12月17日

北海道知事 堀 達 也

1 処分をした年月日 平成14年12月3日

2 処分を受けた者

商号又は名称及び 主たる営業所の所在地

代表者の氏名

株式会社犬飼工務店

犬飼 洋 子

渡辺建設工業株式会社

惣 万 歳

般・特-13

根第153号

般・特-14

根第121号

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

栗山北広島線

北広島市大曲中央2丁目90番1地先から

北広島市大曲中央2丁目90番1地先まで

瑞穂旭川停車場線

旭川市東旭川町日ノ出157番14地先から

旭川市東旭川町日ノ出51番3地先まで

吹上上富良野線

空知郡上富良野町2243番15地先から

空知郡上富良野町1636番9地先まで

間 変更前後の別

敷地の幅員

18.00mから

26.21mまで

18.00mから

30.76mまで

21.82mから

21.82mまで

21.82mから

22.00mまで

21.82mから

32.65mまで

13.80mから

延長

43.00m

延長

43.00m

延長

30.00m

延長

30.00m

延長

1,157.50m

北海道知事 堀 達 也

3 処分の内容

(1) 営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次のいずれかに該当する建設工事であること。

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人
(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条
に規定する法人が発注者であるもの

イ その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの(アに
該当するものを除く。)

(2) 営業停止の期間

平成14年12月20日から29日までの10日間

4 処分の原因となった事実

偽計業務妨害罪(刑法(明治40年法律第45号)第233条該当)

北海道告示第1994号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年12月17日

比布愛別停車場線	上川郡比布町7番1地先から 上川郡愛別町字金富162番1地先まで	後	13.80mから 20.00mまで	1,157.50m	—	—	—	—	—
		後	16.50mから 27.10mまで	1,153.60m	—	—	—	—	—
		前	10.90mから 21.82mまで	400.00m	—	—	—	—	—
		前	19.00mから 34.68mまで	400.00m	—	—	—	—	—
		後	10.90mから 21.82mまで	400.00m	—	—	—	—	—
		後	19.00mから 34.68mまで	400.00m	—	—	—	—	—
		後	10.00mから 25.00mまで	427.00m	—	—	—	—	—

北海道旭川土木現業所

北海道告示第1995号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、旧役場周辺地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。

平成14年12月17日

理事長の氏名及び住所 氏名 村田 優 住 所 石狩市親船町23番地6 北海道知事 堀 達 也

公 衆

平成14年第4回北海道議会定例会で議決を経た平成14年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成14年12月17日

北海道知事 堀 達 也

平成14年度北海道一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,740,945千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,930,579,216千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

		（繰越明許費）							
第2条		地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。	（債務負担行為の補正）		第3条		債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。	（地方債の補正）	
第3条		地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。	第4条		地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。	第1表			
款	項	補正前の額	補正額	計	歳入	歳出	予算	補正	（単位 千円）
5 地方交付税	1 地方交付税	784,752,373	229,362	784,981,735	—	—	—	—	—
7 分担金及び負担金	1 分担金及び負担金	52,605,608	1,564,927	54,170,535	—	—	—	—	—
	2 負担金	3,078,596	261,827	2,816,769	—	—	—	—	—
		49,527,012	1,826,754	51,353,766	—	—	—	—	—

8	使用料及び手数料		36,222,718	△	303,109	35,919,609	
9	国庫支出金						
1	使用料		25,075,006	△	303,109	24,771,897	
1	国庫負担金		542,094,991	△	1,579,049	540,515,942	
2	国庫補助金		208,407,728	△	1,318,059	207,089,669	
2	国庫補助金		330,445,748	△	254,030	330,191,718	
3	委託金		3,241,515	△	6,960	3,234,555	
10	財産収入		7,593,247		1,522	7,594,769	
2	財産売却収入		3,097,775		1,522	3,099,297	
12	繰入金		36,094,585		2,079,800	38,174,385	
1	特別会計繰入金		3,597,344	△	76,740	3,520,604	
2	基金繰入金		32,497,241		2,156,540	34,653,781	
14	諸収入		354,654,384	△	487,026	354,167,358	
3	貸付金収入		326,394,492	△	537,427	325,857,065	
4	受託事業収入		7,606,672	△	120,132	7,486,540	
6	雑収入		10,587,826		170,533	10,758,359	
15	道債		448,757,085	△	7,247,372	441,509,713	
1	道債		448,757,085	△	7,247,372	441,509,713	
歳入	合計	歳出	2,936,320,161	△	5,740,945	2,930,579,216	
1	議会費		3,860,139	△	65,816	3,794,323	
2	総務費		3,860,139	△	65,816	3,794,323	
1	議費		268,191,355	△	2,137,861	266,053,494	
1	総務管理費		113,035,149	△	2,161,256	110,873,893	
2	国際交流費		657,745	△	8,726	649,019	
3	徴税費		104,705,258	△	8,848	104,696,410	
5	防災費		1,521,458	△	28,755	1,492,703	
6	領土復帰対策費		808,871	△	30,424	778,447	
7	会計管理費		1,095,579	△	100	1,095,479	
8	札幌医科大学費		2,778,653		118,548	2,897,201	
9	選挙費		1,203,577		2,400	1,205,977	
10	人事委員会費		368,497	△	1,800	366,697	
3	総合企画費						
11	監査委員費		694,858	△	18,900	675,958	
1	総合企画管理費		28,218,048	△	61,345	28,156,703	
2	政策費		9,241,439	△	44,625	9,196,814	
3	地域振興費		894,586	△	1,541	893,045	
5	交通企画費		9,350,507	△	5,119	9,345,388	
1	環境生活管理費		7,791,264	△	10,060	7,781,204	
3	環境保全費		11,283,050	△	18,123	11,264,927	
5	自然環境費		4,818,655		30,300	4,848,955	
6	文化振興費		675,102	△	22,688	652,414	
7	生活振興費		1,172,951	△	9,479	1,163,472	
10	交通安全対策費		1,365,444	△	23,330	1,342,114	
1	保健福祉管理費		1,510,191		6,944	1,517,135	
2	国民健康保険費		338,278		130	338,408	
3	地域医療費		256,569,124	△	7,838,845	264,407,969	
4	保健予防費		32,141,355	△	233,748	31,907,607	
5	地域保健費		39,712,561		3,134,546	42,847,107	
6	食品衛生費		7,988,207	△	307,468	7,680,739	
10	介護保険費		27,948,861	△	10,545	27,938,316	
11	障害者保健福祉費		2,104,872	△	15,396	2,089,476	
12	児童家庭費		2,064,879		6,780	2,071,659	
1	経済管理費		31,083,086		4,457,925	35,541,011	
3	産業振興費		11,043,102	△	5,892	11,037,210	
5	貿易経済交流費		25,010,607		812,643	25,823,250	
7	労働福祉費		256,611,697	△	283,791	256,327,906	
8	人材育成費		7,855,708	△	41,665	7,814,043	
10	企業立地推進費		11,986,714	△	181,260	11,805,454	
12	工業試験調査費		98,852	△	2,000	96,852	
13	労働委員会費		218,016	△	49,655	168,361	
1	農政管理費		4,571,392	△	20,095	4,591,487	
3	農業管理費		20,003,368	△	934	20,002,434	
7	農政管理費		401,662	△	9,152	392,510	
1	農業管理費		606,622	△	19,220	587,402	
3	農業管理費		275,104,926	△	231,748	274,873,178	
			19,948,600	△	247,297	19,701,303	
			14,183,913	△	61,533	14,122,380	

(単位 千円)

第124号

報 告 書

決 算

4	土地改良指導費	65,580,417	△	1,381,741	66,962,158	216,318,163	△	3,313,831	213,004,332
6	構造改善費	13,852,445	△	357,425	13,495,020	131,722,862	△	2,100,127	129,622,735
7	農村計画費	593,886	△	44,874	549,012	147,970,053	△	3,634,817	144,335,236
8	農業農村整備事業費	129,469,050	△	212,881	129,256,169	51,399,306	△	1,647,622	49,751,684
9	流通対策費	1,535,471		35,890	1,571,361	900,956	△	6,526	894,430
10	農産園芸費	7,289,823	△	883,199	6,406,624	3,319,847	△	81,582	3,238,265
11	略農畜産費	8,915,408		181,378	9,096,786	2,889,563	△	132,906	2,756,657
13	農業試験費	6,376,651	△	23,548	6,353,103	7,960,173	△	2,839,053	10,799,226
8	水産林務費	128,621,477	△	263,452	128,358,025	530,576	△	260,648	269,928
1	水産林務管理費	14,409,924	△	107,298	14,302,626				4,115,696
2	企画調整費	445,035	△	405	444,630	3,613,135		502,561	
3	水産培管費	5,907,402	△	17,862	5,889,540				6,413,602
4	栽培振興費	1,924,372		30,563	1,954,935				
5	漁港振興費	52,743,765	△	242,452	52,501,313				
6	漁業管振費	628,127	△	8,400	619,727				
8	木材振興費	1,306,995		962	1,307,957				
9	森林計画費	7,972,818	△	6,985	7,965,833				
11	森林整備費	9,532,621	△	14,062	9,518,559				
12	治水山費	19,324,126		140,000	19,464,126				
13	水産業試験研究費	1,384,439	△	11,314	1,373,125				
14	林産業試験研究費	386,671	△	6,159	380,512				
15	道有林費	2,968,724	△	20,040	2,948,684				
9	建設費	477,302,759		1,747,913	479,050,672				43,065
1	建設管理費	43,109,364	△	484,839	42,624,525				104,413
2	道路橋りょう費	210,974,882		1,673,912	212,648,794				
3	河川費	81,921,912		240,449	82,162,361				4,000
4	空港防衛費	8,218,965	△	15,315	8,203,650				
5	砂防海岸費	27,431,177		343,102	27,774,279				
6	建築指導費	11,165,341	△	9,396	11,155,945				
10	警察費	150,757,820	△	2,532,820	148,225,000				35,443
1	警察管理費	139,518,820	△	2,932,820	136,586,000				572,500
3	交通安全施設費	7,172,901		400,000	7,572,901				122,900
11	教育費	579,139,044	△	12,075,608	567,063,436				275,900
1	教育総務費	24,618,294	△	1,158,197	23,460,097				
14	諸支出金					89,264,630	△	496,192	88,768,438
1	繰出金					10,866,065	△	672,951	10,193,114
2	繰出費					78,398,565		176,759	78,575,324
2	繰出合計					2,936,320,161	△	5,740,945	2,930,579,216
第2表	繰越明許費								
7	農政費								
9	流通対策費								
11	略農畜産費								
8	水産林務費								
11	建設管理費								
9	建設費								
1	建設管理費								
2	道路橋りょう費								
3	河川費								
9	建設費								
1	建設管理費								
2	道路橋りょう費								
3	河川費								
9	建設費								
1	建設管理費								
2	道路橋りょう費								
3	河川費								

(単位 千円)

低地対策河川事業費

統合河川整備事業 費 河川修繕費	488,600	21,000	12 災害復旧費	3 土木施設災害復旧費	8 都市環境費	都市計画街路事業費	409,000
------------------------	---------	--------	----------	-------------	---------	-----------	---------

第3表

債 務 負 担 行 為 補 正

(単位 千円)

事 項	補 正		補 正	補 正	
	期 間 限	額		期 間 限	額
平成14年度農業経営改善促進資金融通事業に係る道費補助に関する債務負担行為				平成14年度から平成15年度まで	4,176
平成14年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為		6,432,000		平成14年度から平成16年度まで	9,210,000
平成14年度道単独投資事業に関する債務負担行為				平成14年度から平成15年度まで	162,000
				漁港事業について	162,000
				漁港海岸事業について	91,000
				治山事業について	240,000
				道路事業について	2,883,000
				河川事業について	726,000
				海岸事業について	333,000
				交通安全施設整備事業について	600,000
				の合計額	5,035,000
				議会費について	33,000
				総務費について	804,000
				環境生活費について	67,000
				保健福祉費について	207,000
				経済費について	71,000
				農政費について	120,000
				水産林務費について	128,000
				建設費について	127,000
				警察費について	187,000
道立施設の清掃業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為				平成14年度から平成15年度まで	

道立施設の警備業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為

教育費について 368,000
の合計額 2,112,000
議会費について 33,000
総務費について 461,000
環境生活費について 63,000
保健福祉費について 218,000
経済費について 86,000
農政費について 95,000
水産林務費について 116,000
建設費について 46,000
教育費について 1,653,000
の合計額 2,771,000

道立施設の環房等設備管理業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為

平成14年度から
平成15年度まで
総務費について 280,000
環境生活費について 58,000
保健福祉費について 147,000
経済費について 162,000
農政費について 32,000
水産林務費について 57,000
建設費について 117,000
警察費について 871,000
教育費について 1,945,000
の合計額 3,669,000

道立医療機関の診療報酬請求等医業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為

平成14年度から
平成15年度まで
保健福祉費について 22,000

道立施設の事業所内保育所運営業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為

平成14年度から
平成15年度まで
総務費について 59,000

第4表

地 方 債 補 正

起債の目的 補正 補正

限度額 起債の方法 利率 償還の方法 限度額 起債の方法 利率 償還の方法

(単位 千円)

特定資金公共投資事業費	1,322,585	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め5年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,854,213	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め5年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄土地改良事業費	2,889,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,899,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土地改良事業費	11,306,000		10%以内		11,582,000		10%以内	
農地防災事業費	3,544,000		10%以内		3,545,000		10%以内	
農村総合整備事業費	2,289,000		10%以内		2,269,000		10%以内	
農道等整備事業費	4,164,000		10%以内		4,157,000		10%以内	
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	498,000		10%以内		551,000		10%以内	
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,937,000		10%以内		2,070,000		10%以内	
森林整備費	1,346,000		10%以内		1,338,000		10%以内	
臨時道路整備特別対策事業費	35,468,000		10%以内		36,729,000		10%以内	
臨時河川整備特別対策事業費	6,235,000		10%以内		6,540,000		10%以内	
砂防	7,025,000	10%以内	7,055,000	10%以内				
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,840,000	10%以内	1,918,000	10%以内				
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	2,330,000	10%以内	2,524,000	10%以内				
警察施設整備費	1,321,000	10%以内	1,289,000	10%以内				
交通安全施設整備費	1,033,000	10%以内	1,034,000	10%以内				
高等学校施設整備費	8,292,000	10%以内	7,930,000	10%以内				
特殊学校施設整備費	2,619,000	10%以内	2,385,000	10%以内				
耕地復旧費	6,000	10%以内	0	10%以内				
漁港復旧費	106,000	10%以内	175,000	10%以内				
山災復旧費	601,000	10%以内	633,000	10%以内				
木災復旧費	742,000	10%以内	1,265,000	10%以内				
臨時財対策費	79,400,000	10%以内	68,324,000	10%以内				

第2表	債務負担行為	(単位 千円)
清掃業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為	平成14年度から平成15年度まで	208,000
警備業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為	平成14年度から平成15年度まで	25,000
暖房等設備管理業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為	平成14年度から平成15年度まで	43,000

起債の目的	地方債		償還の方法	償還の期間	利率	償還の方法	利率	償還の方法	償還の期間
	限度額	補正額							
札幌医科大学医学部附属病院費	425,000		総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	10%以内	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	
合 計	1,770,600	1,710,600							

平成14年度北海道小児総合保健センター事業特別会計補正予算(第1号)

平成14年度北海道小児総合保健センター事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142,406千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,472,616千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表	歳入歳出予算補正	補正前の額	補正額	(単位 千円)
1	手数料	1,939,051	△ 163,360	1,775,691
2	繰入金	1,937,921	△ 163,360	1,774,561
3	繰越金	1,634,852	37,543	1,672,395
	繰越金	1,634,852	37,543	1,672,395
	繰越金	40,000	△ 16,589	23,411
	繰越金	40,000	△ 16,589	23,411
	繰越金	3,615,022	△ 142,406	3,472,616
	繰越金	3,615,022	△ 142,406	3,472,616
1	センター費	3,182,702	△ 126,656	3,056,046
2	センター管理費	2,049,160	△ 13,849	2,035,311
3	諸支出金	1,133,542	△ 112,807	1,020,735
	諸支出金	258,046	△ 15,750	242,296
	諸支出金	258,046	△ 15,750	242,296
	諸支出金	258,046	△ 15,750	242,296
	諸支出金	258,046	△ 15,750	242,296

呼 6 2 4 1 報

報 告 公 債 典 北

歳 出 合 計 3,615,022 △ 142,406 3,472,616

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

清掃業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為 平成14年度から平成15年度まで 36,000
 警備業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為 平成14年度から平成15年度まで 20,000
 暖房等設備管理業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為 平成14年度から平成15年度まで 45,000

平成14年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成14年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

第1表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事業 項 期 間 限 度 額
 暖房等設備管理業務の平成15年度に係る委託 平成14年度から平成15年度まで 80,000
 に関する債務負担行為

平成14年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成14年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,255千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,100,113千円とする。

第2表

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
 (地方債の補正)
 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
繰入金	1 一般会計繰入金	2,520,164	△ 193,372	2,326,792
	繰越金	100	49,627	49,727
	雑収入	43,620	△ 43,000	620
道債	1 道債	674,000	223,000	897,000
	合計	674,000	223,000	897,000
	合計	7,063,858	36,255	7,100,113

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	4,770,001	31,305	4,801,306
	公債費	2,272,747	7,809	2,280,556
	諸支出金	21,110	2,859	18,251
歳出	1 繰越金	20,110	△ 3,000	17,110
	雑支出	1,000	141	1,141
	合計	7,063,858	36,255	7,100,113

地 方 債

補 正

起債の目的	補正		利率	償還の方法	償還の期間	償還の方法	利率	償還の方法	償還の期間
	限度額	起債の方法							
流域下水道費	674,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。		総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	(単位 千円)

平成14年度北海道地方競馬特別会計補正予算(第1号)

平成14年度北海道地方競馬特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	項目	期間	限度額
警備業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為	平成14年度から平成15年度まで		39,000

平成14年度北海道病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成14年度北海道病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 平成14年度北海道病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

(区)	分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 年間取扱延患者数	入院	363,175人	△ 17,709人	345,466人
	外来	636,510人	△ 22,099人	614,411人
(4) 一日平均患者数	入院	995人	△ 49人	946人
	外来	2,598人	△ 90人	2,508人

(5) 主要な建設改良事業
病院建設事業
(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科)	収入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業	収益	19,533,639千円	△ 650,854千円	18,882,785千円
	第1項 医業	13,802,834千円	△ 564,980千円	13,237,854千円
	第2項 医業外	5,721,805千円	△ 85,874千円	5,635,931千円
支	出			
第1款 病院事業	費用	21,890,277千円	△ 501,149千円	21,389,128千円
	第1項 医業	21,082,458千円	△ 500,461千円	20,581,997千円
	第2項 医業外	798,819千円	△ 688千円	798,131千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科)	収入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的	収入	1,733,414千円	△ 24,459千円	1,708,955千円
	第1項 企業	416,000千円	△ 24,000千円	392,000千円
	第2項 長期	317,096千円	△ 209千円	316,887千円
	第3項 他会計	1,000,318千円	△ 250千円	1,000,068千円
支	出			
第1款 資本的	支出	1,733,414千円	△ 24,459千円	1,708,955千円
	第1項 建設	617,853千円	△ 24,659千円	593,194千円
	第2項 企業	1,115,561千円	200千円	1,115,761千円

第1426号

報 告 公 債 北 道

第5条 予算第5条の表中限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	限度額	正		前		正		後	
		補	額	補	額	補	額	補	額
病院建設事業	416,000千円	総務省、財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	392,000千円	総務省、財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第7条中「〔1〕職員給与費10,819,550千円」を「〔1〕職員給与費10,419,850千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「3,899,623千円」を「3,787,386千円」に改める。

第8条 予算第8条の次に、次の1条を加える。

(債務負担行為)

第9条 債務負担行為をすることができるとする事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	項	期	限	額
清掃業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為		平成14年度から	平成15年度まで	千円 233,000

警備業務の平成15年度に係る委託に関する債務負担行為

補	正	後
平成14年度から	平成15年度まで	69,000

平成14年度北海道電気事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成14年度北海道電気事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

事項	補	正		補		正		後	
		期	限	額	期	限	額	期	限
平成14年度二股電所改修事業に関する債務負担行為		平成14年度から	平成15年度まで	千円 35,507	平成14年度から	平成15年度まで	千円 38,731		

平成14年度北海道工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成14年度北海道工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第7条の次に、次の1条を加える。

(債務負担行為)

第8条 債務負担行為をすることができるとする事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	項	期	限	額	改		止		限	
					補	正	補	正	後	額
北海道釧路支庁告示第7号 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第92号)第37条第1項の規定により、次の貸		平成14年度から	平成15年度まで	千円 27,400	平成14年度から	平成15年度まで	千円 82,000			

金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公示する。

- 平成14年12月17日
北海道釧路支庁長 北 勝 利
- 住 所 釧路市若松町2番10号
 - 商号又は名称 昭連商会
 - 氏 名 小林 昭吉
 - 登録番号 北海道知事(1)釧第00213号
 - 登録取消年月日 平成14年11月29日

興業庁石狩教育局長

北海道教育庁石狩教育局告示第14号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成14年12月17日

北海道教育庁石狩教育局長 大 内 主 計

- 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 7式 224台
- 落札を決定した日
平成14年11月29日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 エヌイーシーエヌ株式会社
(2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号
- 落札金額（1月当たりの単価）
1,202,565円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第13号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

興業庁後志教育局長

北海道教育庁後志教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成14年12月17日

北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治

- 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
インキュベーター（恒温培養器）ほか30品目 164点
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 納 入 期 日 平成15年3月17日（月）
(4) 納 入 場 所 北海道小樽水産高等学校
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の3及び4に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申 請 の 時 期 平成14年12月17日から平成15年1月16日まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課
- 契約条項を示す場所
郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課
- 入札執行の場所及び日時

第1426号

報 告 公 開 規 則

北 道

- (1) 入 札 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁2階 講堂（郵送による場合は、郵便番号 044 - 8544 北海道教育 庁後志教育局企画総務課）
- (2) 入 札 日 時 平成15年1月31日（金）午前11時
（郵送による場合は、平成15年1月30日までに必着のこ と。）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条の定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
- 10 そ の 他
 - (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成

員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :
Incubator and others 30 items (164 units)

B Bid tendering date and time :
11 : 00 A. M., January 31, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than January 30)

C Contact :
Accounting Division, General Affairs Department,
Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education,
Higashi 2, Kita 1, Kutchan-cho, Abuta gun, Hokkaido, 044-8544, Japan.
Phone : 0136-22-1111 Ext. 3117

道 教 育 庁 上 川 教 育 局 告 示 第 9 号

北海道教育庁上川教育局告示第9号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年12月17日

北海道教育庁上川教育局長 河村 猛 将

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パソコンコンピュータ 4式 98台
- 2 落札を決定した日
平成14年11月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社北海道日立ソリューションズ

- (2) 住所 札幌市東区北6条東4丁目8番地
- 4 落札金額 (1月当たりの単価)
月額 449,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道上川教育庁上川教育局告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁上川教育局企画総務課
- (2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目

北海道教育庁上川教育局告示第10号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年12月17日

北海道教育庁上川教育局長 河村 猛 将

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
農業用CAD 41台 一式
- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成15年3月28日(金)
- (4) 納入場所 北海道旭川農業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする

者はアからウまでに定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年12月17日から平成15年1月14日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先(指示により作成した申請書類を提出しなければならない)。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎

3階302会議室(郵送による場合は、郵便番号 079 - 8612

北海道教育庁上川教育局企画総務課)

(2) 入札日時 平成15年1月24日(金)午前10時

(郵送による場合は、平成15年1月23日(木)までに必着の

こと。)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第10号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年12月17日

北海道教育庁十勝教育局長 井川 弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式 91台
- 2 落札を決定した日
平成14年11月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 日通商事株式会社 代表取締役社長 中野 重勝
(2) 住所 東京都千代田区外神田3丁目12番9号
- 4 落札金額（1月当たりの単価）
535,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年度北海道教育庁十勝教育局告示第9号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課
(2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

道人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十四年十二月十七日

北海道人事委員会委員長 杉本 堅治

北海道人事委員会規則一四一四三

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則一四一一）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項本庁の事項中「副知事秘書」を「副知事秘書 団体指導室の主幹」に改める。

要 約

- 10 その他
- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道教育庁上川教育局企画総務課
イ 所在地 郵便番号 079-8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-5111 内線 3118

- (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

II Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

CAD for agriculture 41 1 set

B. Bidding date and time :

10 : 00 A. M., January 24, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than January 24)

C. Contact

Accounting Division, General Affairs Department,

Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 1-1,

19-Chome, 6-Jo, Nagayama Asahikawa, Hokkaido, 079-8612, Japan

Phone : 0166-46-5111 Ext. 3118

秘 録
11の罟置地 456の田の奥にホノ。

釧路十勝海区漁業調整委員会
花川俊雄

釧路十勝海区漁業調整委員会指示第1号

檜山支庁管内沖合海域において「ひらめ」を目的として生きえさを使用して操業するはえなわ漁業及び一本釣り漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項に基づき、次のとおり指示する。

平成14年12月17日

檜山海区漁業調整委員会会長 大 谷 實

- 1 指示区域
松前・檜山西郡界から267度30分の線と瀬棚・島牧西郡界から297度30分の線との間に
おける檜山支庁管内沖合海域
- 2 禁止期間
平成15年7月16日から12月31日までの期間は、操業してはならない。
- 3 操業区域の制限
(1) 平成15年1月1日から7月15日までは、水深20メートル以浅の区域において操業してはならない。
(2) 小型定置網漁業及び底建網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から200メートル以上離れて操業しなければならない。
- 4 操業の条件
漁具敷設中は、漁具標識を明示するとともに、船名を記入した名札をつけなければならない。
- 5 指示期間
平成15年1月1日から12月31日まで

釧路十勝海区漁業調整委員会
花川俊雄

釧路十勝海区漁業調整委員会指示第2号

「けがに」資源の保護を図るため漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、法第52条に基づき農林水産大臣の許可を受けて漁業を営む場合、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号。

以下「規則」という。）第5条第17号の規定により北海道知事の許可を受けて漁業を営む場合及び規則第45条の規定により北海道知事の許可を受けて「けがに」を採捕する場合は、この限りでない。

平成14年12月17日

釧路十勝海区漁業調整委員会会長 花 川 俊 雄

- 1 指示海域
次の基点第1号と点1及び点2を順に結ぶ線及び点2から162度30分の線と広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線との間における釧路及び十勝支庁管内沖合海域
基点第1号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点1 基点第1号から179度26分、100メートルの点
点2 点1から181度40分、7,000メートルの点
- 2 指示期間
平成15年1月1日から12月31日まで
- 3 指示内容
甲長8センチメートル以上の「けがに」の雄が採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。

平成十四年十二月十七日

火曜日

一〇二

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課